

グループ内部統制基本方針

経営企画ユニット
制定 2016年10月 1日
改正 2021年 4月 1日

本基本方針は、当社が、第一生命グループ（当社および当社の全ての子会社等を含む。以下「グループ」という）の業務の健全性・適正の確保および企業価値の維持と創造を図るにあたっての、内部統制体制の整備および運営に関する基本的な事項について定める。

1. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備および運営を行う。

- （１）グループ会社の事業特性・規模・グループにおける経営戦略上の重要性等に応じて、原則として経営管理規程に定める管理区分に基づいたグループ会社の経営管理を行う。
- （２）グループの内部統制体制の整備および運営を行うにあたっての重要な事項に関する基本方針等を定め、グループ会社に周知するとともに、グループ会社に事業特性等に応じた基本方針等を整備させる。
- （３）グループ全体に影響を与える事項に関して、当社による承認および当社への報告体制を整備する。
- （４）グループ内の取引等および提携業務等の管理に関する基本方針を定め、グループ内の取引等および提携業務等の管理体制を整備する。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制整備および運営を行う。

- （１）グループコンプライアンスに関する統括部署を設置する。
- （２）グループのコンプライアンス基本方針を定め、グループコンプライアンス体制を整備する。
- （３）グループ会社に対し、適切なコンプライアンス体制を整備させるとともに、コンプライアンス体制や不祥事件等に関する当社による承認および当社への報告体制を整備する。
- （４）グループのコンプライアンス推進状況について確認を行い、取締役会等への報告を行う。
- （５）グループの利益相反管理基本方針を定め、利益相反取引の管理を適切に行うための体制を整備する。
- （６）グループの情報資産保護管理基本方針を定め、情報資産の管理を適切に行うための体制を整備する。
- （７）グループの反社会的勢力対応に関する統括部署を設置する。

- (8) グループの反社会的勢力対応基本方針を定め、反社会的勢力への対応を適切に行うための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断、不当要求に対する拒絶等について、外部専門機関とも連携し、組織として対応する。

3. リスク管理に関する体制

当社は、グループのリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループリスク管理に関する統括部署を設置し、グループにおける各リスクについて統合的に管理する。
- (2) グループのリスク管理基本方針を定め、グループリスク管理体制を整備する。
- (3) グループ会社に対し、適切なリスク管理体制を整備させるとともに、リスク管理体制やリスク事象等に関する当社による承認および当社への報告体制を整備する。
- (4) グループのリスク管理状況について確認を行い、取締役会等への報告を行う。
- (5) グループの危機管理基本方針を定め、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機に備えるための体制を整備する。

4. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行が、効率的かつ的確に行われることを確保するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループ中期経営計画の策定・評価等を適切に行う。
- (2) グループ会社において、組織ならびに取締役、執行役員および使用人の業務分担および職務責任権限の設定、ITの利用・統制等を適切に行わせる。
- (3) 経営会議を設置し、グループに関する重要な業務の執行および経営上の重要事項を審議する。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、グループ財務報告に係る内部統制基本方針を定め、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、必要な体制整備および運営を行う。

6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、重要な会議の議事録および決裁書等の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報、ならびにその他重要な情報を保存および管理する方法を定め、必要な体制を整備する。

7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、グループ会社の内部監査の実効性を確保するため、被監査組織に対して独立した、グループの内部監査に関する統括部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、必要な体制を整備する。

8. 監査等委員会の職務の執行に関する体制

- (1) 監査等委員会を補助すべき取締役および使用人に係る体制を以下のとおり整備する。

- ア. 「監査等委員会室」を設置し、監査等委員会を補助すべき使用人を配置する。
 - イ. 当該使用人の人事異動および評価等に関しては、監査等委員会と協議する等、取締役からの独立性を確保する。
 - ウ. 当該使用人は、監査等委員会の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (2) 監査等委員会への報告体制を以下のとおり整備する。
- ア. 取締役、執行役員および使用人は、法令・定款等に違反する行為、会社 zu 著しい損害を及ぼす事実、またはそれらのおそれがある場合は、監査等委員会に対して適時適切に報告を行う。
 - イ. グループ会社において法令・定款等に違反する行為、当該グループ会社に著しい損害を及ぼす事実、またはそれらのおそれがある場合は、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人またはグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から報告を受けた者は、監査等委員会に対して適時適切に報告を行う。
 - ウ. 当社は、監査等委員会に対してア. またはイ. の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- (3) その他監査等委員会が定める「監査等基本方針」「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を、監査等委員会の求めに応じて以下のとおり整備する。
- ア. 取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会が内部監査部門・内部統制部門ならびにグループ会社の監査役等および内部監査部門・内部統制部門と緊密な連携を確保する体制を整備する。
 - イ. 取締役、執行役員および使用人は、グループ会社における取締役会その他の重要な会議に、監査等委員が出席し、意見を述べることができる体制を整備する。
 - ウ. 取締役、執行役員および使用人は、グループ会社における重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った決裁書等について、閲覧できる体制を整備する。
 - エ. 取締役、執行役員および使用人は、業務執行に関する事項の報告を行うとともに、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から監査等委員会への報告が適切に行われる体制を整備する。
 - オ. 当社は、監査等委員が職務の実施のために要する所定の費用等を請求する場合は、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

9. 制定・改廃

本基本方針は取締役会がこれを定め、年度毎に見直すものとする。また、環境変化等に基づき随時見直すものとする。

ただし、改正内容が軽微であるときは、経営企画ユニット担当執行役員が決定する。